

在宅人工呼吸器用蓄電池の給付について

大田区では、日常生活用具給付事業 = 福祉の事業により、令和6年4月より実施

↓

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定された地域生活支援事業(必須事業)

大田区日常生活用具給付事業(在宅人工呼吸器用蓄電池)

●要件

- 身体障害者手帳の交付を受けたもの又は難病等患者で、大田区在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を作成する者又は作成済みの者
- 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度がおおむね3級以上のものであって、医師の診断により人工呼吸器を常時使用する必要があると区長が認める者
- 難病等患者で、医師の診断により人工呼吸器を常時使用する必要があると区長が認める者

●補助対象

蓄電池(基準額 104,000 円)

●本人負担額

所得に応じた負担上限月額、ただし1割負担の方が低い場合は1割負担

●実績

令和6年度(10月4日現在) 4件

【参考】

在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業 ※東京都の事業

●要件

在宅人工呼吸器使用難病患者(原則、常時使用者)

●補助対象

- 自家発電装置(基準額 212,000 円)
- 無停電電源装置(基準額 41,100 円)
- 蓄電池(基準額 104,000 円)

※自家発電装置等を難病患者に貸与する際、医療機関が購入する費用を助成する制度(詳細は別紙参照)